

## 奈良県胃がん検診(胃部エックス線検診)実施要領 新旧対照表 (案)

改訂後	改訂前
<p>奈良県胃がん検診(胃部エックス線検診)実施要領</p> <p><b>1. 目的</b> 胃がんは、奈良県で多くみられるがんで、これを早期に発見し早期治療に結びつけることは、胃がんの予防対策上、重要な課題である。市町村は胃がんの早期発見、早期治療のために胃がん検診を積極的に実施し胃がんの正しい知識の普及を図り、住民の健康水準の向上に寄与するものとする。</p> <p><b>2. 実施主体</b> 実施主体は、市町村とする。 市町村は、医師会、検査機関、保健所、その他関係機関の協力を得て実施するものとする。</p> <p><b>3. 対象者</b> 当該市町村の区域内に居住地を有する 50 歳以上の者。なお、妊娠中の者および妊娠の疑いのある者、過去に造影剤の副作用*があった者、当日体調不良の者、検査に耐えうる状態でない者は、放射線障害防止及び安全性の見地から受診させないものとする。(※ショック、気分不快、アレルギー、誤嚥等) <u>但し、当面の間、40 歳以上の対象者への年 1 回の胃部エックス線検査は継続してもよい。</u></p> <p><b>4. 検診項目</b> 検診項目は、(1) 問診、(2) 胃部エックス線検査とする。 (1) 問診は、現在の病状、既往歴、家族歴及び過去の検診の受診状況等を聴取する。 (2) 胃部エックス線検査は、間接撮影、直接撮影、デジタル方式のいずれも可とする。 間接撮影は、10×10cm 以上のフィルムを用い、撮影方法は、被曝線量の低減を図るため、イメージ・インテンシファイア方式が望ましい。撮影枚数は最低 8 枚とする。 撮影の体位及び方法は、日本消化器がん検診学会が平成 23 年 3 月に発行した「新・胃 X 線撮影法(間接・直接)ガイドライン改訂版(2011 年)」に準拠する。<u>検査の施行に当たっては、検査機器の定期的な保守を行い、造影剤の濃度・量などを適切に管理し、副作用の発現に注意し、検査中の受診者の様子には万全の注意を払い、安全性の確保に努めなければならない。</u></p> <p>(3) 胃部エックス線検査における診断区分・指示区分及び事後管理区分 この要領において、「診断区分・指示区分」は次のとおりとする。 0 評価困難：病変存在の判定が困難 (追加検査必要、0 a：X 線検査、0 b：内視鏡検査) 1 異常なし：精密検査不要 2 良性：2 a：精密検査不要、2 b：( )ヶ月後経過観察* ※2 b の ( ) 内は医師の判断によるが、6ヶ月または 12ヶ月を基本とする。</p>	<p>奈良県胃がん検診実施要領</p> <p><b>1. 目的</b> 胃がんは、奈良県で多くみられるがんで、これを早期に発見し早期治療に結びつけることは、胃がんの予防対策上、重要な課題である。市町村は胃がんの早期発見、早期治療のために胃がん検診を積極的に実施し胃がんの正しい知識の普及を図り、住民の健康水準の向上に寄与するものとする。</p> <p><b>2. 実施主体</b> 実施主体は、市町村とする。 市町村は、医師会、検査機関、保健所、その他関係機関の協力を得て実施するものとする。</p> <p><b>3. 対象者</b> 当該市町村の区域内に居住地を有する 40 歳以上の者。なお、妊娠中の者および妊娠の疑いのある者、過去に造影剤の副作用*があった者、当日体調不良の者、検査に耐えうる状態でない者は、放射線障害防止及び安全性の見地から受診させないものとする。(※ショック、気分不快、アレルギー、誤嚥等)</p> <p><b>4. 検診項目</b> 検診項目は、(1) 問診、(2) 胃部エックス線検査とする。 (1) 問診は、現在の病状、既往歴、家族歴及び過去の検診の受診状況等を聴取する。 (2) 胃部エックス線検査は、間接撮影、直接撮影、デジタル方式のいずれも可とする。 間接撮影は、10×10cm 以上のフィルムを用い、撮影方法は、被曝線量の低減を図るため、イメージ・インテンシファイア方式が望ましい。撮影枚数は最低 7 枚とする。 撮影の体位及び方法は、日本消化器がん検診学会が平成 23 年 3 月に発行した「新・胃 X 線撮影法(間接・直接)ガイドライン改訂版(2011 年)」によるものが望ましい。<u>造影剤の使用に当たっては、その濃度を適切に保つとともに、副作用等の事故に注意するものとする。</u></p> <p>(3) 診断区分・指示区分及び事後管理区分 この要領において、「診断区分・指示区分」は次のとおりとする。 0 評価困難：病変存在の判定が困難 (追加検査必要、0 a：X 線検査、0 b：内視鏡検査) 1 異常なし：精密検査不要 2 良性：2 a：精密検査不要、2 b：( )ヶ月後経過観察* ※2 b の ( ) 内は医師の判断によるが、6ヶ月または 12ヶ月を基本とする。</p>

- 3 良性、但し悪性を否定できず：精密検査 ただし、以下に亜分類する。  
 3a：病変存在は確実にほぼ良性であるが、悪性を否定できない（良性でも治療を要すると考えられるものを含む）  
 3b：悪性の可能性があるが、病変存在の判定または質的診断が不確実である。  
 4 悪性の可能性（または疑い）：至急精密検査  
 5 悪性（確定診断）：至急精密検査  
 6 消化管外病変：精密検査必要（適切な検査法を明記）

この要領において、「事後管理区分」は次のとおりとする。

- A：著変なし：著しい異常を認めないもの  
 B：経過観察：異常を認めるが、治療が必要でないもの  
 C：通院治療：治療を要すると判断されるもの  
 D：精検継続：疾病を認め、悪性化の判定のためさらに追加検査を要するもの  
 E：入院治療：悪性その他の理由で、高度な治療を要するもの

## 5. 実施方法

### (1) 事前準備

市町村は、あらかじめその地域の胃がん発見の現状や対象者の把握を図り、所轄保健所、地区医師会、検査機関等と十分連携を図るものとする。

### (2) 対象者の把握

市町村は、過去の胃がん検診結果を踏まえながら、新規対象者の把握に努めること。また、検診未受診者にがんの発見が多いことから、計画検診の実施や未受診者に対する受診勧奨等、検診の効率化を図るものとする。

※胃がん検診のためのチェックリスト【市町村用】(別添) 1. 検診対象者参照

### (3) 検診の場所

医師の指導および管理のもとに、あらかじめ市町村の指定する場所で行う。

### (4) 実施方法

実施方法は、集団検診方式と個別検診方式とする。

## 6. 検診方法

### (1) 集団検診方式

#### ア. 受診票の交付

市町村は、胃がん検診を希望する者に集団検診方式、個別検診方式の趣旨を説明し、胃がん集団検診申込受付簿を独自に作成する。

#### イ. 検診方法

市町村は、検診当日に胃がん集団検診受診者名簿（兼）結果通知書（様式1）を作成し、同時に受診者が記入した（原則として自己記入）胃がん検診票（様式2）に基づいて、記載事項を確認する。検診実施機関は胃がん検診票を参考に胃部エックス線撮影を行う。担当する技師は日本消化器がん検診学

- 3 良性、但し悪性を否定できず：精密検査  
 4 悪性の可能性（または疑い）：至急精密検査  
 5 悪性（確定診断）：至急精密検査  
 6 消化管外病変：精密検査必要（適切な検査法を明記）

この要領において、「事後管理区分」は次のとおりとする。

- A：著変なし：著しい異常を認めないもの  
 B：経過観察：異常を認めるが、治療が必要でないもの  
 C：通院治療：治療を要すると判断されるもの  
 D：精検継続：疾病を認め、悪性化の判定のためさらに追加検査を要するもの  
 E：入院治療：悪性その他の理由で、高度な治療を要するもの

## 5. 実施方法

### (1) 事前準備

市町村は、あらかじめその地域の胃がん発見の現状や対象者の把握を図り、所轄保健所、地区医師会、検査機関等と十分連携を図るものとする。

### (2) 対象者の把握

市町村は、過去の胃がん検診結果を踏まえながら、新規対象者の把握に努めること。また、検診未受診者にがんの発見が多いことから、計画検診の実施や未受診者に対する受診勧奨等、検診の効率化を図るものとする。

※胃がん検診のためのチェックリスト【市町村用】 1. 検診対象者参照

### (3) 検診の場所

医師の指導および管理のもとに、あらかじめ市町村の指定する場所で行う。

### (4) 実施方法

実施方法は、集団検診方式と個別検診方式とする。

## 6. 検診方法

### (1) 集団検診方式

#### ア. 受診票の交付

市町村は、胃がん検診を希望する者に集団検診方式、個別検診方式の趣旨を説明し、胃がん集団検診申込受付簿を独自に作成する。

#### イ. 検診方法

市町村は、検診当日に胃がん集団検診受診者名簿（兼）結果通知書（様式1）を作成し、同時に受診者が記入した（原則として自己記入）胃がん検診票（様式2）に基づいて、記載事項を確認する。検診実施機関は胃がん検診票を参考に胃部エックス線撮影を行う。

<p><u>会が認定する胃がん検診専門技師であることが望ましい。</u></p> <p>ウ. 胃部エックス線写真の所見 胃部エックス線写真は、原則として十分な経験を有する2名以上の医師（うち1人は日本消化器がん検診学会認定医とする）が読影し、胃がん検診票に所見および診断・指示区分を記載する。</p> <p>エ. 胃がん集団検診受診者名簿（兼）結果通知書 胃部エックス線写真の所見および診断・指示区分を検査機関が<b>胃がん集団検診受診者名簿（兼）結果通知書（様式1）</b>に転記し、市町村に報告する。 市町村は、<b>胃がん集団検診受診者名簿（兼）結果通知書（様式1）</b>に基づいて、受診者に通知または指導する。</p> <p>オ. 経過観察を要する受診者 検診実施機関は、受診結果を整理するとともに、経過観察を要する受診者{2. 良性（2b（ ）ヶ月後経過観察）}を要経過観察者とする。 市町村は、要経過観察者に医師の指示した（ ）ヶ月後の医療機関への受診勧奨または、12ヶ月後経過観察の場合は、翌年度の検診の受診勧奨を行う。また、要経過観察者の（ ）ヶ月後の医療機関受診または翌年度の検診受診の有無を把握することが望ましい。 <u>また、2bと判定された受診者の多くは慢性胃炎（特にヘリコバクター・ピロリ菌（以下ピロリ菌）に関連する胃炎）であり、胃がん検診受診者にはピロリ菌に関する情報提供を行った上で慢性胃炎と判定された場合はその旨を通知する。</u></p> <p>カ. 精密検査を要する受診者 検診実施機関は、受診結果を整理するとともに、精密検査を要する受診者（3. 良性、但し悪性を否定できず、4. 悪性の可能性（または疑い）、5. 悪性（確定診断） 6. 消化管外病変）を要精検者とし、<b>胃がん検診確定診断連絡票（様式3）</b>を作成する。市町村は、要精検者に精密検査医療機関への受診勧奨を行う。</p> <p>キ. 精密検査医療機関 検診実施機関は、要精検者が希望する精密検査医療機関に、<b>胃がん検診確定診断連絡票</b>を送付する。また、精密検査医療機関は、送付された<b>胃がん検診確定診断連絡票</b>に、精密検査結果および事後管理区分結果を記載し検査機関経由のうえ、市町村に報告するとともに、要精検者に対する結果説明および指導を行う。</p> <p>ク. 市町村の事後指導 精密検査医療機関で、治療を要すると判断された者（通院治療、精検継続、入院治療）に治療の勧奨または確認をする。</p> <p><b>（2）個別検診方式</b></p> <p>ア. 受診票の交付 市町村は、胃がん検診を希望する者に集団検診方式、個別検診方式の趣旨を説明し、<b>胃がん検診受付名簿（兼）結果名簿（様式4）</b>を作成し、同時に、<b>胃がん検診受診票（様式5）</b>を受診者に交付する。</p> <p>イ. 検診方法 検診実施機関は、<b>胃がん検診受診票（様式5）</b>を受理し、胃部エックス線撮影を実施する。</p>	<p>ウ. 胃部エックス線写真の所見 胃部エックス線写真は、原則として十分な経験を有する2名以上の医師（うち1人は日本消化器がん検診学会認定医とする）が読影し、胃がん検診票に所見および診断・指示区分を記載する。</p> <p>エ. 胃がん集団検診受診者名簿（兼）結果通知書 胃部エックス線写真の所見および診断・指示区分を検査機関が<b>胃がん集団検診受診者名簿（兼）結果通知書（様式1）</b>に転記し、市町村に報告する。 市町村は、<b>胃がん集団検診受診者名簿（兼）結果通知書（様式1）</b>に基づいて、受診者に通知または指導する。</p> <p>オ. 経過観察を要する受診者 検診実施機関は、受診結果を整理するとともに、経過観察を要する受診者{2. 良性（2b（ ）ヶ月後経過観察）}を要経過観察者とする。 市町村は、要経過観察者に医師の指示した（ ）ヶ月後の医療機関への受診勧奨または、12ヶ月後経過観察の場合は、翌年度の検診の受診勧奨を行う。また、要経過観察者の（ ）ヶ月後の医療機関受診または翌年度の検診受診の有無を把握することが望ましい。</p> <p>カ. 精密検査を要する受診者 検診実施機関は、受診結果を整理するとともに、精密検査を要する受診者（3. 良性、但し悪性を否定できず、4. 悪性の可能性（または疑い）、5. 悪性（確定診断） 6. 消化管外病変）を要精検者とし、<b>胃がん検診確定診断連絡票（様式3）</b>を作成する。市町村は、要精検者に精密検査医療機関への受診勧奨を行う。</p> <p>キ. 精密検査医療機関 検診実施機関は、要精検者が希望する精密検査医療機関に、<b>胃がん検診確定診断連絡票</b>を送付する。また、精密検査医療機関は、送付された<b>胃がん検診確定診断連絡票</b>に、精密検査結果および事後管理区分結果を記載し検査機関経由のうえ、市町村に報告するとともに、要精検者に対する結果説明および指導を行う。</p> <p>ク. 市町村の事後指導 精密検査医療機関で、治療を要すると判断された者（通院治療、精検継続、入院治療）に治療の勧奨または確認をする。</p> <p><b>（2）個別検診方式</b></p> <p>ア. 受診票の交付 市町村は、胃がん検診を希望する者に集団検診方式、個別検診方式の趣旨を説明し、<b>胃がん検診受付名簿（兼）結果名簿（様式4）</b>を作成し、同時に、<b>胃がん検診受診票（様式5）</b>を受診者に交付する。</p> <p>イ. 検診方法 検診実施機関は、<b>胃がん検診受診票（様式5）</b>を受理し、胃部エックス線撮影を実施する。</p>
---	---

ウ. 胃部エックス線写真の所見

胃部エックス線写真の読影は、市町村で設置された専門医から構成する「**胃がん読影委員会**」で行うことを基本とする。市町村は、読影委員会の設置に関して、地区医師会及び所轄保健所と協議を行う。検診実施機関は、読影委員会の結果を受けて、**胃がん検診票（兼）結果票（様式6-1・2）**の所定欄に所見および診断・指示区分を記入し、市町村に送付するとともに、**胃がん検診委託料請求書（様式7）**によって検診料金を市町村に請求する。受診者への結果通知は、市町村長と地区医師会長の間で交わされた胃がん検診委託契約に定めるところにより、検診実施機関あるいは市町村が行うものとする。

エ. 経過観察を要する受診者

検診実施機関は、受診結果を整理するとともに、経過観察を要する受診者{2. 良性（2b（ ）ヶ月後経過観察）}を要経過観察者とする。

市町村は、要経過観察者に医師の指示した（ ）ヶ月後の医療機関への受診勧奨または、12ヶ月後経過観察の場合は、翌年度の検診の受診勧奨を行う。また、要経過観察者の（ ）ヶ月後の医療機関受診または翌年度の検診受診の有無を把握することが望ましい。

また、2bと判定された受診者の多くは慢性胃炎（特にヘリコバクター・ピロリ菌（以下ピロリ菌）に関連する胃炎）であり、胃がん検診受診者にはピロリ菌に関する情報提供を行った上で慢性胃炎と判定された場合はその旨を通知する。

オ. 精密検査を要する受診者

精密検査を要する受診者（3. 良性、但し悪性を否定できず、4. 悪性の可能性（または疑い）、5. 悪性（確定診断）、6. 消化管外病変）については、検診を実施した検診実施機関において適切な指導（精密検査医療機関の紹介及び受診勧奨等）を行う。又、検診実施機関は、**胃がん精密検査依頼書（兼）結果通知書（様式8-1・2・3）**を作成し、受診者（要精検者）に精密検査受診の際に持参させる。精密検査医療機関は**精密検査依頼書（兼）結果報告書（様式8-2および3）**により検診実施機関に報告する。検診実施機関は、精密検査医療機関から上記**胃がん精密検査依頼書（兼）結果通知書（様式8-3）**により報告を受けた精密検査結果を市町村に報告する。

市町村は、精密検査未受診者への受診勧奨に際しては、検診実施機関に照会するとともに、不安を与えぬよう十分配慮し、適切な指導を行う。

(3) 報告

市町村は検診結果を、集団検診方式にあつては**胃がん集団検診受診者名簿（兼）結果通知書（様式1）**、個別検診方式にあつては**胃がん検診受付名簿（兼）結果名簿（様式4）**、また、精検対象者にあつては、**胃がん検診要精検者名簿（様式9）**の結果に基づいて、市町村が**胃がん検診結果報告書総括表様式及び診断・指示区分報告書**を作成して、毎年6月末日までに速報値を、12月末までに確定値を管轄保健所に報告するものとする（中核市は県健康づくり推進課に報告）。

県保健所は、管内市町村の**市町村が胃がん検診結果報告書総括表様式及び診断・指示区分報告書**のデータを取りまとめ、毎年7月末までに速報値を、1月末までに確定値を県健康づくり推進課に提出するものとする。

ウ. 胃部エックス線写真の所見

胃部エックス線写真の読影は、市町村で設置された専門医から構成する「**胃がん読影委員会**」で行うことを基本とする。市町村は、読影委員会の設置に関して、地区医師会及び所轄保健所と協議を行う。検診実施機関は、読影委員会の結果を受けて、**胃がん検診票（兼）結果票（様式6-1・2）**の所定欄に所見および診断・指示区分を記入し、市町村に送付するとともに、**胃がん検診委託料請求書（様式7）**によって検診料金を市町村に請求する。受診者への結果通知は、市町村長と地区医師会長の間で交わされた胃がん検診委託契約に定めるところにより、検診実施機関あるいは市町村が行うものとする。

エ. 経過観察を要する受診者

検診実施機関は、受診結果を整理するとともに、経過観察を要する受診者{2. 良性（2b（ ）ヶ月後経過観察）}を要経過観察者とする。

市町村は、要経過観察者に医師の指示した（ ）ヶ月後の医療機関への受診勧奨または、12ヶ月後経過観察の場合は、翌年度の検診の受診勧奨を行う。また、要経過観察者の（ ）ヶ月後の医療機関受診または翌年度の検診受診の有無を把握すること望ましい。

オ. 精密検査を要する受診者

精密検査を要する受診者（3. 良性、但し悪性を否定できず、4. 悪性の可能性（または疑い）、5. 悪性（確定診断）、6. 消化管外病変）については、検診を実施した検診実施機関において適切な指導（精密検査医療機関の紹介及び受診勧奨等）を行う。又、検診実施機関は、**胃がん精密検査依頼書（兼）結果通知書（様式8-1・2・3）**を作成し、受診者（要精検者）に精密検査受診の際に持参させる。精密検査医療機関は**精密検査依頼書（兼）結果報告書（様式8-2および3）**により検診実施機関に報告する。検診実施機関は、精密検査医療機関から上記**胃がん精密検査依頼書（兼）結果通知書（様式8-3）**により報告を受けた精密検査結果を市町村に報告する。

市町村は、精密検査未受診者への受診勧奨に際しては、検診実施機関に照会するとともに、不安を与えぬよう十分配慮し、適切な指導を行う。

(3) 報告

市町村は検診結果を、集団検診方式にあつては**胃がん集団検診受診者名簿（兼）結果通知書（様式1）**、個別検診方式にあつては**胃がん検診受付名簿（兼）結果名簿（様式4）**、また、精検対象者にあつては、**胃がん検診要精検者名簿（様式9）**の結果に基づいて、市町村が**胃がん検診結果報告書総括表様式及び診断・指示区分報告書**を作成して、毎年6月末日までに速報値を、12月末までに確定値を管轄保健所に報告するものとする（中核市は県健康づくり推進課に報告）。

県保健所は、管内市町村の**市町村が胃がん検診結果報告書総括表様式及び診断・指示区分報告書**のデータを取りまとめ、毎年7月末までに速報値を、1月末までに確定値を県健康づくり推進課に提出するものとする。

## ※「7. 胃がんの予防についての指導」

別冊子に記載、本要領より削除。

### 7. 精度管理

- (1) 検診実施機関については、国の「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」(がん検診事業の評価に関する委員会報告書(平成20年3月)。以下「報告書」という。)の「**胃がん検診のためのチェックリスト【検診実施機関用】**」(別添)を満たしていることを基本とする。
- (2) その他、精度管理については、**奈良県市町村がん検診精度管理要領**によるものとする。

### 8. 検診料金等

- (1) 検診料金等については、市町村と検診実施機関(又は検診実施機関をとりまとめる地区医師会)との契約に定めるところによるものとする。
- (2) 精密検査の費用については、受診者が精密検査医療機関に所定料金を支払う(医療保険扱い)。

### 9. 個人情報の保護

この検診により業務を担当したすべての関係者は、「個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)」等の関係法令及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(平成16年12月24日〔平成18年4月改正、平成22年9月改正〕厚生労働省)」等に留意し、検査結果の取扱い等の秘密保持に努めなければならない。

(附則)

この要領は平成6年4月1日より施行する。

(附則)

この改正後の要領は、平成8年4月1日より施行する。

(附則)

この改正後の要領は、平成10年4月1日より施行する。

(附則)

この改正後の要領は、平成14年4月1日より施行する。

(附則)

この改正後の要領は、平成17年4月1日より施行する。

(附則)

この改正後の要領は、平成18年4月1日より施行する。

(附則)

この改正後の要領は、平成19年4月1日より施行する。

(附則)

この改正後の要領は、平成20年4月1日より施行する。

## 7. 胃がんの予防についての指導

胃がん検診は、単に胃がんの早期発見だけでなく、胃がんに対する正しい知識の啓発と普及の場でもある事を理解して、市町村は、健康教育の実施により常に住民の自主的参加を促す努力をする。

### 8. 精度管理

- (1) 検診実施機関については、国の「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」(がん検診事業の評価に関する委員会報告書(平成20年3月)。以下「報告書」という。)の「**事業評価のためのチェックリスト【検診実施機関用】**」(別添)を満たしていることを基本とする。
- (2) その他、精度管理については、**奈良県市町村がん検診精度管理要領**によるものとする。

### 9. 検診料金等

- (1) 検診料金等については、市町村と検診実施機関(又は検診実施機関をとりまとめる地区医師会)との契約に定めるところによるものとする。
- (2) 精密検査の費用については、受診者が精密検査医療機関に所定料金を支払う(医療保険扱い)。

### 10. 個人情報の保護

この検診により業務を担当したすべての関係者は、「個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)」等の関係法令及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(平成16年12月24日〔平成18年4月改正、平成22年9月改正〕厚生労働省)」等に留意し、検査結果の取扱い等の秘密保持に努めなければならない。

(附則)

この要領は平成6年4月1日より施行する。

(附則)

この改正後の要領は、平成8年4月1日より施行する。

(附則)

この改正後の要領は、平成10年4月1日より施行する。

(附則)

この改正後の要領は、平成14年4月1日より施行する。

(附則)

この改正後の要領は、平成17年4月1日より施行する。

(附則)

この改正後の要領は、平成18年4月1日より施行する。

(附則)

この改正後の要領は、平成19年4月1日より施行する。

(附則)

この改正後の要領は、平成20年4月1日より施行する。

(附則)

この改正後の要領は、平成 22 年 4 月 1 日より施行する。

(附則)

この改正後の要領は、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。

(附則)

この改正後の要領は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。

(附則)

この改正後の要領は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

(附則)

この改正後の要領は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

(附則)

この改正後の要領は、平成 22 年 4 月 1 日より施行する。

(附則)

この改正後の要領は、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。

(附則)

この改正後の要領は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。

(附則)

この改正後の要領は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

【参考】

◆診断・指示区分の説明内容

\*病名の併記について

以下の説明とともに個別に病名を併記することが望ましい（“胃ポリープ”“胃隆起性病変（疑い）”など）。特に慢性胃炎については胃がんリスクとされるヘリコバクター・ピロリ菌との関連を有する場合が多いため、併記を原則とする。

0：今回の検査では必ずしも異常所見があったわけではありませんが、より確実に異常なしと判定するための検査をおすすめします。

1：正常範囲内の結果でした。

2a：良性の病変がありますが、精密検査は必要ありません。

2b：良性の病変があります。今すぐに精密検査を受ける必要はありませんが、必ず来年も検診を受けてください。

3a：良性の病変がありますが、悪性の可能性を完全には否定できません。また、良性でも治療を要する場合がありますので精密検査を受けていただく必要があります。

3b：良性の病変がありますが、悪性の可能性を否定できません。精密検査を受けていただく必要があります。

4：悪性病変の可能性がありますが、急いで消化器専門医を受診して精密検査を受けてください。

5：悪性病変の可能性が高いと考えられます。急いで消化器専門医を受診して精密検査を受けてください。

6：胃の周囲に病変が疑われます。精密検査として（ ）検査を受けてください。

【参考】

◆診断・指示区分の説明内容

0：今回の検査では必ずしも異常所見があったわけではありませんが、より確実に異常なしと判定するための検査をおすすめします。

1：正常範囲内の結果でした。

2a：良性の病変がありますが、精密検査は必要ありません。

2b：良性の病変があります。今すぐに精密検査を受ける必要はありませんが、必ず来年も検診を受けてください。

3：良性の病変がありますが、悪性の可能性を完全には否定できませんので精密検査を受けていただく必要があります。

4：悪性病変の可能性がありますが、急いで消化器専門医を受診して精密検査を受けてください。

5：悪性病変の可能性が高いと考えられます。急いで消化器専門医を受診して精密検査を受けてください。

6：胃の周囲に病変が疑われます。精密検査として（ ）検査を受けてください。

◆胃がん検診診断基準について

カテゴリー・指示区分	所見	想定される疾患	備考
0 評価困難	判定が難しい所見	腸管との重なり、体動、残渣、粘膜面への残渣、粘液などの残留による評価困難例	0a: X線再検 0b: 内視鏡
1 異常なし・精査不要	萎縮性変化なし	正常粘膜	
2a 良性・精査不要	良性と考えられる局所所見 背景に萎縮性変化なし	胃底腺ポリープ、十二指腸潰瘍癒痕、食道裂孔ヘルニア、胃憩室、十二指腸憩室など	個々の所見により1, 2bしてよい
2b 良性・要経過観察	萎縮性変化あり、または既知の胃粘膜下腫瘍	慢性胃炎(萎縮性胃炎)、胃潰瘍癒痕、胃過形成性ポリープなど	個々の所見により2a, 3してよい
3a 良性、但し悪性を否定できない・要精密検査	存在診断は確実に悪性を否定できない所見(良性でも治療を要する所見)	胃がん以外；胃過形成性ポリープ(2cm以上)、胃腺腫疑い、胃潰瘍、胃粘膜下腫瘍、鳥肌胃炎、胃静脈瘤など	悪性の可能性は10%以上を想定
3b	悪性の可能性を疑うが、存在診断または質的診断が不確実な所見	悪性を否定できない間接所見、不確実所見	
4 悪性の可能性・至急精密検査	悪性の可能性を考慮する所見(良性でも至急に治療を要する所見)	胃癌疑い、胃粘膜下腫瘍(2cm以上か陥凹を伴う)	悪性の可能性は50%前後を想定
5 悪性・至急精密検査	悪性がほぼ確実と考えられる所見	胃癌および胃粘膜下腫瘍(5cmをこえる)	悪性の可能性は80%以上を想定
6 消化管外病変	消化管外で精査を要する所見	肝・胆・膵腫瘍による壁外性圧排、胆嚢結石、腎結石など	適切な検査法を記載する

※注意

(2a)

胃底腺ポリープ：ヘリコバクター・ピロリ陰性胃に多い、癌化はごく稀。読影医の判断で1と判定してもさしつかえない。例外は100個以上といわれる家族性大腸腺腫症である。

胃・十二指腸潰瘍癒痕：十二指腸潰瘍は相対的にリスクが低い。

胃潰瘍癒痕は2bとして、悪性を否定できない場合は胃陥凹性病変として3aに判定する。

食道裂孔ヘルニア：ヘリコバクター・ピロリ陰性と想定される胃では食道胃接合部における逆流の有無に留意し、稀ながらパレット腺癌を念頭に置く。

◆胃がん検診診断基準について

診断・指示区分		所見	想定される疾患	備考
0 評価困難	再検査	判定が難しい所見	腸管との重なり、体動、残渣、粘膜面への残渣、粘液などの残留による評価困難例	0a: X線再検 0b: 内視鏡
1 正常範囲内	精査不要	萎縮性変化なし	正常粘膜	
2a 良性	精査不要	萎縮性変化なし	胃底腺ポリープ、十二指腸潰瘍癒痕、食道裂孔ヘルニア、胃憩室、十二指腸憩室など	個々の所見により2bにしてよい
2b 良性	経過観察	萎縮性変化あり	慢性胃炎(萎縮性胃炎)、胃潰瘍癒痕、胃過形成性ポリープ(5mm未満)など	個々の所見により2a, 3にしてよい
3 良性、悪性を否定できない	精密検査	悪性を否定できない所見(良性でも治療を要する所見)	胃過形成性ポリープ(5mm以上)、胃腺腫、胃潰瘍など、及び胃粘膜下腫瘍及び鳥肌胃炎など	悪性の可能性は10%以下を想定
4 悪性の可能性	至急精密検査	悪性の可能性が高い所見(良性でも至急に治療を要する所見)	胃癌疑い、及び胃粘膜下腫瘍(2cmを越えるか陥凹を伴う)、速やかに治療を要すると考えられる胃潰瘍など	悪性の可能性は50%前後を想定
5 悪性	至急精密検査	悪性がほぼ確実と考えられる所見	胃癌、及び胃粘膜下腫瘍(5cmを越えるか陥凹を伴う)	悪性の可能性は80%以上を想定
6 消化管外病変	追加検査	消化管外で精査を要する所見	肝・胆・膵腫瘍による壁外性圧排、胆嚢結石、腎結石など	適切な検査法を記載する

※注意

(2a)

胃底腺ポリープ：ヘリコバクター・ピロリ陰性胃に多い、癌化はごく稀。例外は100個以上といわれる家族性大腸腺腫症

胃・十二指腸潰瘍癒痕：十二指腸潰瘍は相対的にリスクが低い。

胃潰瘍癒痕は2bとして、悪性を否定できない場合は程度に応じ、胃陥凹性病変として3以上に判定する。

食道裂孔ヘルニア：ヘリコバクター・ピロリ陰性と想定される胃では食道胃接合部における逆流の有無に留意し、

胃・十二指腸憩室：基本的に放置可能であり、読影医の判断で1と判定してもさしつかえない。

**(2b)**

慢性胃炎：ヘリコバクター・ピロリ感染（既感染を含む）による萎縮性変化を疑うもの。受診者へはリーフレットの配布など胃がんリスクに関連する注意喚起を行う。

このうち、特に形態的に特徴がある鳥肌胃炎は3aとする（3aの項）。皺襞肥厚型胃炎・高度萎縮性胃炎は将来的に癌が発生するリスクが高いとされるため、病名を記載することが望ましい。

胃過形成性ポリープ：萎縮性変化を背景に生じているポリープで悪性化は1-4%とされる。特に2cm以上は癌化の可能性が高いとされるため、3a以上とする。所見に応じて病名を隆起性病変、判定を4または5と判定してよい。

**(3a)**

胃粘膜下腫瘍：小さくとも初回は原則精密検査対象、大きさ・陥凹の有無に応じて3a、4、5とランクづけする。5cm以上のものは5と判定する。検査方法は内視鏡単独でなく、初回から超音波内視鏡(EUS)を併用することが望ましい。

鳥肌胃炎：未分化型胃癌の危険因子といわれるため、除菌勧奨・管理検診への誘導を考慮して3aとする。

胃潰瘍：画像的に良性確実と思われる場合も至急受診が望ましい場合はその旨を別記する。

**(3b)**

悪性を否定できない間接所見、不確実所見：明確な隆起、陥凹がとらえられない所見であるが、辺縁不整や粘膜不整などで悪性の可能性を考慮するもの。存在診断がやや不確実だが、存在するとすれば悪性の可能性が高い場合は3bとする。また、病変存在が確実と判断した場合には原則として3a、4、5のいずれかに分類するが、その判断が難しい場合には3bとする。

**◆術後胃の取り扱いについて**

胃がんの術後例に対しては、医療機関で診療としての定期的検査が望ましい。がん告知が一般的でなかった時代に手術されている場合は、病名を理解していない可能性があることを勘案しなければならない。また、胃潰瘍・十二指腸潰瘍における手術例はヘリコバクター・ピロリ菌関連疾患である場合が多く、胃がんリスク群として取り扱うことが望ましい。

**◆二重読影の実際について**

二名の読影医で行う場合、独立して読影を行うことを原則とし、両者の所見が異なる場合は、後に読影した医師（二次読影医）が最終決定を行う。可能な状況であれば、討論の上で決定するが、不可能な場合は二次読影医の責任において決定する。また、二名のうち、一名は日本消化器がん検診学会認定医とする。

**◆バリウム凝集の問題について**

胃がん検診に用いる造影剤（主成分：硫酸バリウム）が入れ歯安定剤と反応し、凝集を生じて診断に支障をきた

稀ながらバレット腺癌を念頭に置く。

胃・十二指腸憩室：基本的に放置可能。

**(2b)**

慢性胃炎：ヘリコバクター・ピロリ感染（既感染を含む）による萎縮性変化を疑うもの。

胃過形成性ポリープ：萎縮性変化を背景に生じているポリープで悪性化は1-4%、大きさなどから2b,3,4のいずれかを選択する。

**(3)**

胃粘膜下腫瘍：小さくとも初回は原則精密検査対象、大きさ・陥凹の有無に応じて3、4、5とランクづけする。検査方法は内視鏡単独でなく、初回から超音波内視鏡(EUS)を併用することが望ましい。

鳥肌胃炎：未分化型胃癌の危険因子といわれるため、管理検診へ。

**(4)**

胃潰瘍：良性と断定できる場合でも潰瘍に対してすみやかに治療開始が望ましい場合は判定を4とする。

**◆術後胃の取り扱いについて**

胃がんの術後例に対しては、医療機関で診療としての定期的検査が望ましい。がん告知が一般的でなかった時代に手術されている場合は、病名を理解していない可能性があることを勘案しなければならない。また、胃潰瘍・十二指腸潰瘍における手術例はヘリコバクター・ピロリ菌関連疾患である場合が多く、胃がんリスク群として取り扱うことが望ましい。

**◆二重読影の実際について**

二名の読影医で行う場合、独立して読影を行うことを原則とし、両者の所見が異なる場合は、後に読影した医師（二次読影医）が最終決定を行う。可能な状況であれば、討論の上で決定するが、不可能な場合は二次読影医の責任において決定する。また、二名のうち、一名は日本消化器がん検診学会認定医とする。

**◆バリウム凝集の問題について**

胃がん検診に用いる造影剤（主成分：硫酸バリウム）が入れ歯安定剤と反応し、凝集を生じて診断に支障をきた

す場合がある。必ず生じるものではなく、バリウム製剤、入れ歯安定剤の種類によっては反応しないものもあり、また受診者の安定剤の使用状況など個人差も大きいとされている。例外なく予防するためには前日から入れ歯安定剤の使用を控えてもらうことが必要であり、他府県の自治体の検診では受診者への注意事項にその旨が記載されている場合がある。但し、高齢者の割合によっては、入れ歯安定剤の禁止は現実的でない可能性があり、各自治体で検診担当施設と十分打ち合わせを行うことが望ましい。

す場合がある。必ず生じるものではなく、バリウム製剤、入れ歯安定剤の種類によっては反応しないものもあり、また受診者の安定剤の使用状況など個人差も大きいとされている。例外なく予防するためには前日から入れ歯安定剤の使用を控えてもらうことが必要であり、他府県の自治体の検診では受診者への注意事項にその旨が記載されている場合がある。但し、高齢者の割合によっては、入れ歯安定剤の禁止は現実的でない可能性があり、各自治体で検診担当施設と十分打ち合わせを行うことが望ましい。

「(別添) 胃がん検診のためのチェックリスト (市区町村用)  
- 集団検診・個別検診 平成28年4月」 略

「(別添) 胃がん検診のためのチェックリスト (検診実施機関用)  
- 集団検診・個別検診 平成28年4月」 略

「(別添) 胃がん検診のためのチェックリスト (市区町村用)  
- 集団検診・個別検診 平成28年4月」 略

「(別添) 胃がん検診のためのチェックリスト (検診実施機関用)  
- 集団検診・個別検診 平成28年4月」 略

「胃がん検診（集団検診方法）フロー・チャート」略  
「胃がん検診（個別検診方法）フロー・チャート」略

「胃がん検診（集団検診方法）フロー・チャート」略  
「胃がん検診（個別検診方法）フロー・チャート」略



様式2 (2枚複写)  
様式2-1 (検診医療機関控)  
様式2-2 (市町村用)

秘 胃がん検診 (X線検診) 票

太枠内に記入またはあてはまる項目に○をつけて、受付へ提出してください。  
(注) 妊娠中または妊娠の疑いのある人は受けられません。

受付番号 検診日 平成 年 月 日 レ線番号  
ふりがな  
氏名 性別 男・女 大正・昭和 年 月 日生 満 歳  
住所 TEL ( )

1) 今までに胃の検診を受けたことがありますか  
2) 今までに胃の病気に罹ったことがありますか  
3) 現在服用中の薬で胃に関するもの、痛み止めに関するものがあれば記載してください。  
4) ビロリ菌の検査を受けたことがありますか。  
5) 4) で、「ある」に○をつけた方は、ビロリ菌の除菌療法を受けたことがありますか。  
6) 胃以外に病気をされたことがありますか  
7) 胃の痛みがありますか  
8) その他の自覚症状がありますか  
9) 飲酒の習慣がありますか  
10) 喫煙の習慣がありますか  
11) 血縁関係の方でがんにかかった方やがんで亡くなった方があれば、部位を記入ください。

精密検査が必要となった場合の受診予定  
登録医療機関名 病院 (医院)

以下医師記入欄

【検診中/検診後の重篤な偶発症】無 ・ 有 (具体的内容)  
※検診中または検診後に明らかに検査に起因すると考えられる偶発症 (入院を要するものに限る) について記載してください。  
(例: 検査中の転倒による骨折、バリウム起因性ショック、検査後のイレウス、腹膜炎等)

Table with 5 columns: 位置, 部位, 所見, 撮影体位, 診断・指示区分, 病名(疑). Includes checkboxes for various symptoms and examination results.

検診機関: 診断医師名: 1 \_\_\_\_\_ 2 \_\_\_\_\_

様式2 (2枚複写)  
様式2-1 (検診医療機関控)  
様式2-2 (市町村用)

秘 胃がん検診票

太枠内に記入またはあてはまる項目に○をつけて、受付へ提出してください。  
(注) 妊娠中または妊娠の疑いのある人は受けられません。

受付番号 検診日 平成 年 月 日 レ線番号  
ふりがな  
氏名 性別 男・女 大正・昭和 年 月 日生 満 歳  
住所 TEL ( )

1) 今までに胃の検診を受けたことがありますか  
2) 今までに胃の病気に罹ったことがありますか  
3) ビロリ菌の除菌療法を受けたことがありますか  
4) 胃以外に病気をされたことがありますか  
5) 胃の痛みがありますか  
6) その他の自覚症状がありますか  
7) 飲酒の習慣がありますか  
8) 喫煙の習慣がありますか  
9) 血縁関係の方でがんにかかった方やがんで亡くなった方がいますか

精密検査が必要となった場合の受診予定  
登録医療機関名 病院 (医院)

以下医師記入欄

【検診中/検診後の重篤な偶発症】無 ・ 有 (具体的内容)  
※検診中または検診後に明らかに検査に起因すると考えられる偶発症 (入院を要するものに限る) について記載してください。  
(例: 検査中の転倒による骨折、バリウム起因性ショック、検査後のイレウス、腹膜炎等)

Table with 5 columns: 位置, 部位, 所見, 撮影体位, 診断・指示区分, 病名(疑). Includes checkboxes for various symptoms and examination results.

検診機関: 診断医師名: 1 \_\_\_\_\_ 2 \_\_\_\_\_

様式3(3枚複写)  
様式3-1(精密医療機関)  
様式3-2(検診機関用)  
様式3-3(市町村用)

(注意)精検予約日を2週間経過しても未受診の場合は、返送してください。

秘 胃がん検診(X線検診)確定診断票

精密検査医療機関 殿

検査機関名  
TEL

下記の方は、胃部X線検査の結果、精密検査となりましたので、ご高診下さるようお願いいたします。なお、お手数をおかけいたしますが、様式3-2および3-3を検診機関にご返送下さるよう重ねてお願い申し上げます。

ふりがな 氏名 性別 男・女 生年月日 明・大・昭 年 月 日 満 歳  
住所 電話番号:

所見 位置 部位 異常所見 診断・指示区分  
□食道 □上部 □陰影欠損 □0:評価困難:追加検査(a:X線検査 b:内視鏡検査)  
□穹隆部 □中部 □透亮像 □1:異常なし:精査不要  
□噴門部 □下部 □不整陥凹 □2a:良性:精査不要  
□胃体部 □大彎 □ニッシェ □2b:良性:要経過観察( )ヵ月後再検査  
□胃角部 □小彎 □バリウム班 □3a:精密検査:存在診断確実または良性でも治療必要  
□前庭部 □前壁 □ひだ集中 □3b:精密検査:存在または質的診断不確定  
□幽門部 □後壁 □ひだ肥大 □4:悪性の可能性(または疑い):至急精密検査  
□十二指腸 □球部 □ひだ消失 □5:悪性(確診):至急精密検査  
□消化管外 □下行脚 □ひだ分布縮小 □6:消化管外病変:精密検査(適切な検査名: )  
□( ) □( ) □粘膜不整  
□辺縁不整  
□辺縁硬化  
□辺縁陥入  
□変形  
□消化管外病変  
□( )

精密検査結果(精密検査実施医療機関記入欄)

【上部消化管内視鏡検査】 施行年月日: 年 月 日  
主要所見(スケッチ) 所見  
施行医療機関名:  
生検結果Group 1 2 3 4 5  
診断名 1  
2  
3  
【精検中/精検後の重篤な偶発症】 無・有 (具体的な内容: )  
※精検中または精検後に明らかに検査に起因すると考えられる偶発症(入院を要する者に限る)について記載してください。  
(例:前投薬起因性ショック、消化管出血、(輸血や手術を要する程度)、消化管穿孔、腹膜炎等)  
【確定診断】  
1. 異常なし 2. 胃がん 推定深達度早期(粘膜内 粘膜下層)・進行・深達度不明) 3. 胃がん以外の悪性腫瘍(リンパ腫・GIST・転移性腫瘍・その他) 4. 胃腺腫 5. 悪性以外の疾患 6. 胃がんの疑いのある者または未確認 7. 胃以外の悪性病変であった者(咽喉頭がん・食道がん・十二指腸がん・十二指腸リンパ腫・その他)  
【事後管理区分】  
1. 異常なし 2. 経過観察 3. 通院治療 4. 精検継続 5. 入院治療  
治療(手術)依頼医療機関名: 病院(医院) 診療科:  
記載年月日: 年 月 日 医療機関名: 医師名:

※地方公共団体への精密検査の結果の情報提供は、「医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン(平成22年9月17日改正)厚生労働省」において、本人の同意を得る必要はないとされています。

様式3(3枚複写)  
様式3-1(精密医療機関)  
様式3-2(検診機関用)  
様式3-3(市町村用)

(注意)精検予約日を2週間経過しても未受診の場合は、返送してください。

秘 胃がん検診確定診断票

精密検査医療機関 殿

検査機関名  
TEL

下記の方は、胃部X線検査の結果、精密検査となりましたので、ご高診下さるようお願いいたします。なお、お手数をおかけいたしますが、様式3-2および3-3を検診機関にご返送下さるよう重ねてお願い申し上げます。

ふりがな 氏名 性別 男・女 生年月日 明・大・昭 年 月 日 満 歳  
住所 電話番号:

所見 位置 部位 異常所見 診断・指示区分  
□食道 □上部 □陰影欠損 □0:評価困難:追加検査(a:X線検査 b:内視鏡検査)  
□噴門部 □中部 □不整陥凹 □1:異常なし:精査不要  
□穹隆部 □下部 □ニッシェ □2a:良性:精査不要  
□胃体部 □大彎 □レリーフ集中 □2b:良性:要経過観察( )ヵ月後再検査  
□胃角部 □小彎 □レリーフ肥大 □3:良性、但し、悪性を否定できず:精密検査  
□前庭部 □前壁 □レリーフ消失 □4:悪性の可能性(または疑い):至急精密検査  
□幽門部 □後壁 □粘膜不整 □5:悪性(確診):至急精密検査  
□十二指腸 □球部 □辺縁不整 □6:消化管外病変:精密検査(適切な検査名: )  
□消化管外 □下行脚 □辺縁硬化  
□( ) □( ) □辺縁陥入  
□変形  
□消化管外病変  
□( )

精密検査結果(精密検査実施医療機関記入欄)

【上部消化管内視鏡検査】 施行年月日: 年 月 日  
主要所見(スケッチ) 所見 施行医療機関名:  
生検結果Group 1 2 3 4 5  
診断名 1  
2  
3  
【精検中/精検後の重篤な偶発症】 無・有 (具体的な内容: )  
※精検中または精検後に明らかに検査に起因すると考えられる偶発症(入院を要する者に限る)について記載してください。  
(例:前投薬起因性ショック、消化管出血、(輸血や手術を要する程度)、消化管穿孔、腹膜炎等)  
【確定診断】  
1. 異常なし 2. 胃がん(原発性・続発性) / 早期(粘膜内 粘膜下層)・進行・深達度不明) 3. 胃がん疑い  
4. 胃粘膜下腫瘍 5. 胃腺腫 6. 胃潰瘍 7. 胃潰瘍癒痕 8. 十二指腸潰瘍 9. 十二指腸潰瘍癒痕  
10. 胃ポリープ 11. 胃炎 12. 食道がん 13. その他  
【事後管理区分】  
1. 異常なし 2. 経過観察 3. 通院治療 4. 精検継続 5. 入院治療  
治療(手術)依頼医療機関名: 病院(医院) 診療科:  
記載年月日: 年 月 日 医療機関名: 医師名:

※地方公共団体への精密検査の結果の情報提供は、「医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン(平成22年9月17日改正)厚生労働省」において、本人の同意を得る必要はないとされています。



※個別検診における検診表は様式5、様式6-1  
様式6-2、様式7の4枚複写を1セット

様式5

胃がん検診(X線検診) 受診票

受付番号					
ふりがな		明			男
氏名		大	年	月	日生満歳
		昭			女
あなたの住所 電話番号				電話	( )

上記の者の胃がん検診(X線検診)を依頼します。

検診実施機関の長 殿

実施市町村	
所在地	
市町村長名	

受診される方は次のことに注意して下さい。

- この受診票は、本人以外は使用できません。
- 次頁の胃がん検診(X線検診)票(兼)結果票に記入の上、この受診票に 円を添えて受診する医療機関の窓口へ提出して下さい。
- 受診の際は、健康手帳を持参して下さい。
- 受診結果については、受診された医療機関でお聞き下さい。
- 受診の結果、精密検査または治療がある場合は、健康保険証を必要としますので、持参して下さい。
- 有効期限内に受診して下さい。

有効期限	平成	年	月	末
------	----	---	---	---

胃がん検診(X線検診)受診者の心得

- 受診の前日の夕夜は軽く食べて、夜8時以降は水以外は口にしないで下さい。
- 受診当日の朝食は絶食で、食事・水・タバコ・その他は口にしないようにして下さい。
- その他受診を希望する医療機関と十分に相談の上受診下さい。

破線の下に下敷きを入れて記入してください。

※個別検診における検診表は様式5、様式6-1  
様式6-2、様式7の4枚複写を1セット

様式5

胃がん検診受診票

受付番号					
ふりがな		明			男
氏名		大	年	月	日生満歳
		昭			女
あなたの住所 電話番号				電話	( )

上記の者の胃がん検診を依頼します。

検診実施機関の長 殿

実施市町村	
所在地	
市町村長名	

受診される方は次のことに注意して下さい。

- この受診票は、本人以外は使用できません。
- 次頁の胃がん検診票(兼)結果票に記入の上、この受診票に 円を添えて受診する医療機関の窓口へ提出して下さい。
- 受診の際は、健康手帳を持参して下さい。
- 受診結果については、受診された医療機関でお聞き下さい。
- 受診の結果、精密検査または治療がある場合は、健康保険証を必要としますので、持参して下さい。
- 有効期限内に受診して下さい。

有効期限	平成	年	月	末
------	----	---	---	---

胃がん検診受診者の心得

- 受診の前日の夕夜は軽く食べて、夜8時以降は水以外は口にしないで下さい。
- 受診当日の朝食は絶食で、食事・水・タバコ・その他は口にしないようにして下さい。
- その他受診を希望する医療機関と十分に相談の上受診下さい。

破線の下に下敷きを入れて記入してください。

様式6 (2枚複写)  
様式6-1 (検診医療機関控)  
様式6-2 (市町村用)

秘 胃がん検診 (X線検診) (兼) 結果票

本枠内に記入またはあてはまる項目に○をつけて、受付へ提出してください。  
(注) 妊娠中または妊娠の疑いのある人は受けられません。

受付番号 検診日 平成 年 月 日 レ線番号  
ふりがな  
氏名 性別 男・女 大正・昭和 年 月 日生 満 歳  
住所 TEL ( )

1) 今までに胃の検診を受けたことがありますか  
2) 今までに胃の病気にかかったことがありますか  
3) 現在服用中の薬で胃に関するもの、痛み止めに関するものあれば記載してください。  
4) ピロリ菌の検査を受けたことがありますか。  
5) 4)で、「ある」に○をつけた方は、ピロリ菌の除菌療法を受けたことがありますか。  
6) 胃以外に病気をされたことがありますか  
7) 胃の痛みがありますか  
8) その他の自覚症状がありますか  
9) 飲酒の習慣がありますか  
10) 喫煙の習慣がありますか  
11) 血縁関係の方でがんにかかった方やがんで亡くなった方があれば、部位を記入ください。

精密検査が必要となった場合の受診予定登録医療機関名 病院 (医院)  
以下医師記入欄

【検診中/検診後の重篤な偶発症】無・有 (具体的内容)  
※検診中または検診後に明らかに検査に起因すると考えられる偶発症 (入院を要するものに限る) について記載してください。  
(例: 検査中の転倒による骨折、バリウム起因性ショック、検査後のイレウス、腹膜炎等)

検診機関住所: 電話:  
検診医療機関名: 診断医師名:

様式6 (2枚複写)  
様式6-1 (検診医療機関控)  
様式6-2 (市町村用)

秘 胃がん検診票 (兼) 結果票

本枠内に記入またはあてはまる項目に○をつけて、受付へ提出してください。  
(注) 妊娠中または妊娠の疑いのある人は受けられません。

受付番号 検診日 平成 年 月 日 レ線番号  
ふりがな  
氏名 性別 男・女 大正・昭和 年 月 日生 満 歳  
住所 TEL ( )

1) 今までに胃の検診を受けたことがありますか  
2) 今までに胃の病気にかかったことがありますか  
3) ピロリ菌の除菌療法を受けたことがありますか  
4) 胃以外に病気をされたことがありますか  
5) 胃の痛みがありますか  
6) その他の自覚症状がありますか  
7) 飲酒の習慣がありますか  
8) 喫煙の習慣がありますか  
9) 血縁関係の方でがんにかかった方やがんで亡くなった方がいますか

精密検査が必要となった場合の受診予定登録医療機関名 病院 (医院)  
以下医師記入欄

【検診中/検診後の重篤な偶発症】無・有 (具体的内容)  
※検診中または検診後に明らかに検査に起因すると考えられる偶発症 (入院を要するものに限る) について記載してください。  
(例: 検査中の転倒による骨折、バリウム起因性ショック、検査後のイレウス、腹膜炎等)

位置 部位 所見 撮影体位 診断・指示区分 病名 (疑)

検診機関住所: 電話:  
検診医療機関名: 診断医師名:

胃がん検診(X線検診)委託料請求書

受付番号							
フリガナ		明					男
氏名		大	年	月	日生	満	歳
		昭					女
あなたの住所 電話番号			電話	( )			

金 円也

但し、上記受診者の胃がん検診(X線検診)費用として請求します。

平成 年 月 日

市町村名

殿

検査医療機関の住所	
電話	_____
検査医療機関名	
_____	_____
診断医師名	診断医師名
_____	_____

胃がん検診委託料請求書

受付番号							
フリガナ		明					男
氏名		大	年	月	日生	満	歳
		昭					女
あなたの住所 電話番号			電話	( )			

金 円也

但し、上記受診者の胃がん検診費用として請求します。

平成 年 月 日

市町村名

殿

検査医療機関の住所	
電話	_____
検査医療機関名	
_____	_____
診断医師名	診断医師名
_____	_____

様式8(3枚複写)  
様式8-1 (精密医療機関)  
様式8-2 (検診機関用)  
様式8-3 (市町村用)

(注意)精検予約日を2週間経過しても未受診の場合は、返送してください。

秘 胃がん(X線検診)精密検査依頼書(兼)結果通知書

精密検査医療機関 殿

検査機関名  
TEL

下記の方は、胃部X線検査の結果、精密検査となりましたので、ご高診下さるようお願いいたします。なお、お手数をおかけいたしますが、様式8-2および8-3を検診機関にご返送下さるよう重ねてお願い申し上げます。

ふりがな 氏名 性別 男・女 生年月日 明・大・昭 年 月 日 満 歳 住所 電話番号:

所見 位置 部位 異常所見 診断・指示区分

精密検査結果(精密検査実施医療機関記入欄)

【上部消化管内視鏡検査】 施行年月日: 年 月 日 主要所見(スケッチ) 所見 施行医療機関名: 生検結果Group 1 2 3 4 5 診断名 1 2 3

※地方公共団体への精密検査の結果の情報提供は、「医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン(平成22年9月17日改正)厚生労働省」において、本人の同意を得る必要はないとされています。

様式8(3枚複写)  
様式8-1 (精密医療機関)  
様式8-2 (検診機関用)  
様式8-3 (市町村用)

(注意)精検予約日を2週間経過しても未受診の場合は、返送してください。

秘 胃がん精密検査依頼書(兼)結果通知書

精密検査医療機関 殿

検査機関名  
TEL

下記の方は、胃部X線検査の結果、精密検査となりましたので、ご高診下さるようお願いいたします。なお、お手数をおかけいたしますが、様式8-2および8-3を検診機関にご返送下さるよう重ねてお願い申し上げます。

ふりがな 氏名 性別 男・女 生年月日 明・大・昭 年 月 日 満 歳 住所 電話番号:

所見 位置 部位 異常所見 診断・指示区分

精密検査結果(精密検査実施医療機関記入欄)

【上部消化管内視鏡検査】 施行年月日: 年 月 日 主要所見(スケッチ) 所見 施行医療機関名: 生検結果Group 1 2 3 4 5 診断名 1 2 3

※地方公共団体への精密検査の結果の情報提供は、「医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン(平成22年9月17日改正)厚生労働省」において、本人の同意を得る必要はないとされています。

